

掛川市告示第 92 号

掛川市子ども医療費助成要綱（平成 17 年掛川市告示第 22 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 9 月 26 日

掛川市長 久 保 田 崇

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

第 3 条中「又は被扶養者である子どもの保護者」を「、被扶養者である子どもの保護者又は自らが医療費を負担している子ども」に改める。

第 4 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 社会保険各法の規定による医療に関する給付を受ける場合 社会保険各法の規定による医療に関する給付に要する費用について社会保険各法の規定により当該保護者が負担すべき額（入院時食事療養費に係る標準負担額を含む。）から社会保険各法の規定により支給される当該子どもに係る高額療養費の額及び健康保険組合等の規約若しくは定款に定める一部負担還元金又は付加給付の額を控除した額

第 4 条中第 2 号を削り、第 3 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 5 条中「第 4 条第 1 号又は第 2 号」を「前条第 1 号」に改める。

第 7 条中「又は第 2 号」を削る。

第 8 条第 3 項中「第 4 条第 3 号から第 9 号まで」を「第 4 条第 2 号から第 8 号まで」に改め、同条第 4 項中「又は第 2 号」を削り、同条第 5 項中「その月の翌月の末日までに」を「子どもが保険医療機関等で受診した日から 1 年以内に」に改め、同条第 6 項中「第 4 条第 3 号から第 9 号まで」を「第 4 条第 2 号から第 8 号まで」に改める。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第2号（第6条関係）

（用紙縦54ミリメートル、横86ミリメートル）

掛川市子ども医療費受給者証

受給者番号
氏名

生年月日

保護者住所

保護者氏名

有効期間

交付年月日

自己負担金 保険診療分、入院時食事療養費の標準負担額
については無料

公費負担者番号

交付者名 静岡県掛川市長 

様式第3号中

「

種別	期間	保険診療 自己負担額 A	高額療養費 B	付加給付 C	自己負担金 D	助成額 A-(B+C+D)
入院	日	円	円	円	円	① 円
通院	回	円	円	円	円	② 円

」を

「

種別	期間	保険診療 自己負担額 A	食事療養費 標準負担額 B	高額療養費 C	付加給付 D	自己負担金 E	助成額 A+B-(C+D+E)
入院	日	円	円	円	円	円	① 円
通院	回	円		円	円	円	② 円

」に

改める。

附 則

- この告示は、令和5年10月1日から施行する。
- 改正後の掛川市子ども医療費助成要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

掛川市子ども医療費助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子どもの医療費を助成することにより、その保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、子どもの健全な育成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき市が備える住民基本台帳に記載されているものをいう。
- (2) 保護者 子どもを現に監護する親権者、後見人その他の者で、市内に住所を有し、住民基本台帳法に基づき市が備える住民基本台帳に記載されているものをいう。
- (3) 社会保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (4) 保険医療機関等 社会保険各法の規定により療養等の給付を取り扱う病院、診療所、薬局その他のものをいう。

(受給資格)

第3条 医療費の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、社会保険各法の規定による被保険者、組合員、被扶養者である子どもの保護者又は自らが医療費を負担している子どもとする。

(助成の額)

第4条 助成の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の医療費（以下「子ども医療費」という。）とする。ただし、法令又は他の施策に基づいて国又は地方公共団体が行う医療費の給付等を受けられる部分以外の医療費とし、第三者の行為による傷病に係る医療費を除く。

- (1) 社会保険各法の規定による医療に関する給付を受ける場合 社会保険各法の規定による医療に関する給付に要する費用について社会保険各法の規定により当該保護者が負担すべき額（入院

時食事療養費に係る標準負担額を含む。)から社会保険各法の規定により支給される当該子どもに係る高額療養費の額及び健康保険組合等の規約若しくは定款に定める一部負担還元金又は付加給付の額を控除した額

(2) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条の規定による養育医療の給付を受ける場合 同法第21条の4第1項の規定により徴収する額

(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の2第1項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第20条の規定による療育の給付又は同法第24条の20第1項の規定による障害児入所医療費の支給を受ける場合 同法第19条の2第2項各号及び第24条の20第2項各号の控除する額並びに同法第56条第2項の規定により徴収する額(同法第50条第5号に掲げる費用に係るものに限る。)

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条第1項の指定自立支援医療を受ける場合 同条の規定による自己負担額

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第29条第1項及び第29条の2第1項の規定による医療の給付を受ける場合 同法第31条の規定により徴収する額

(6) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条第1項の規定による特定医療費の支給を受ける場合 同法第5条第2項各号の控除する額

(7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第19条、第20条若しくは第46条の規定により入院し、又は同法第37条の2第1項の結核患者の医療を受ける場合 同法第37条第2項又は第37条の2第1項の規定により負担させることとする額

(8) 肝炎治療特別促進事業実施要綱(平成20年3月31日付け厚生労働省健発第0331001号厚生労働省健康局長通知。以下「実施要綱」という。)第3のインターフェロン治療を受ける場合 実施要綱第6の2の(2)に規定する対象者が負担する額

(受給者証の交付申請)

第5条 前条第1号に規定する子ども医療費の助成を受けようとする者は、子ども医療費受給者証交付申請書(様式第1号)に社会保険各法の規定による医療に関する給付を受ける資格を証する書類(以下「被保険者証」という。)の写しを添付して、市長に申請しなければならない。

(受給者証の交付)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、受給資格者に該当すると認めるときは、子ども医療費受給者証(様式第2号。以下「受給者証」という。)を当該申請に係る受給資格者に交付するものとする。

(受給者証の提示)

第7条 前条の規定により受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、保険医療機関等において第4条第1号に規定する受給資格者に係る医療に関する給付を受けようとするときは、当該保険医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第8条 第5条に規定する子ども医療費の助成は、当該子ども医療費を保険医療機関等に支払う方法（以下「現物給付」という。）により行う。

2 現物給付による支払があったときは、当該受給者に対して子ども医療費の助成があったものとみなす。

3 第4条第2号から第8号までに規定する子ども医療費の助成は、受給者の申請により当該受給者に対して支払う方法（以下「償還払い」という。）により行う。

4 第1項の規定にかかわらず、県外の保険医療機関等において第4条第1号又は第2号に規定する医療に関する給付を受けたときその他市長が特別の理由があると認めるときは、受給者の申請により償還払いによることができる。

5 前2項の規定による償還払いの申請は、受診をした月分ごとに、子どもが保険医療機関等で受診した日から1年以内に子ども医療費助成申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出して行わなければならない。

(1) 領収書（子どもの氏名、保険診療による一部負担金等の額、受診日並びに保険医療機関等の名称及び所在地が明示されているものに限る。）又はこれに代わるべき証明書

(2) 受給者証

6 市長は、受給者において特別の事情があると認めるときは、子どもが保険医療機関等で受診した日（第4条第2号から第8号までの規定による給付等における子ども医療費の助成に係る申請にあっては、当該給付等の決定があった日）から起算して1年以内に限り、前項に規定する申請書の提出を猶予することができる。

(受給者証の更新)

第8条の2 市長は、受給者証の有効期間の満了の日までに、受給資格の適否について審査を行い、適当と認めるときは受給者証を更新し、当該受給者に交付するものとする。

(変更の届出)

第9条 受給者は、第5条に規定する申請書に記載した事項に変更があったときは、被保険者証を提示し、子ども医療費受給者証記載事項等変更届出書（様式第4号）を添えて、速やかに市長に

届け出なければならない。

(受給者証の再交付)

第10条 受給者は、受給者証の再交付を受けようとするときは、子ども医療費受給者証再交付申請書(様式第5号)により市長に申請しなければならない。この場合において、再交付の理由が損傷によるときは、当該損傷した受給者証を添付しなければならない。

(助成額の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の行為により助成を受けた者がいるときは、既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、第4条の規定により助成すべき額を超えて助成を受けた者がいるときは、その者に当該超える額に相当する金額を返還させることができる。

(損害賠償との調整)

第12条 市長は、子どもが疾病又は負傷について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において助成する額の全部若しくは一部を支給せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の掛川市乳幼児医療費助成要綱(平成16年掛川市告示第92号)、大東町乳幼児医療費助成要綱(平成16年大東町要綱第11号)又は大須賀町乳幼児医療費助成要綱(平成16年大須賀町要綱第4号)の規定によりなされた手続その他の行為(受給者証の交付を除く。)は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

- 1 この告示は、平成17年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の掛川市乳幼児医療費助成要綱の規定は、施行日以後に交付される受給者証による医療費の助成について適用し、施行日前に交付された受給者証による医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現に改正前の掛川市乳幼児医療費助成要綱の規定及び様式により提出されている申請書は、改正後の掛川市乳幼児医療費助成要綱の相当する規定及び様式により提出された申請書とみなす。

附 則

- 1 この告示は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から平成18年9月30日までの間における第4条第1号に掲げる乳幼児医療費についての改正後の掛川市乳幼児医療費助成要綱（以下「改正後の要綱」という。）の適用については、改正後の要綱第8条第1項中「第4条第1号及び第2号に規定する乳幼児医療費」とあるのは「第4条第1号に規定する乳幼児医療費のうち、改正前の掛川市乳幼児医療費助成要綱第4条第1号に規定する乳幼児医療費の額に相当する額」と、同条第3項中「第4条第3号から第8号までに規定する乳幼児医療費」とあるのは「第4条第1号に規定する乳幼児医療費（第1項の規定により現物給付される額を除く。）」とする。

附 則

- 1 この告示は、平成19年1月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の掛川市乳幼児医療費助成要綱様式第2号の規定により作成され、交付されている受給者証は、改正後の掛川市乳幼児医療費助成要綱様式第2号の規定により作成され、交付されている受給者証とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前の掛川市乳幼児医療費助成要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市子ども医療費助成要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市子ども医療費助成要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市子ども医療費助成要綱第5条及び第8条第3項の規定は、平成22年10月1日以後における受給者証の交付申請及び子ども医療費の助成について適用し、同日前における受給者証の交付申請及び子ども医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市子ども医療費助成要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市子ども医療費助成要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 改正後の掛川市子ども医療費助成要綱第5条及び第8条の2の規定による申請は、施行日前においても行うことができる。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市子ども医療費助成要綱の規定は、平成27年1月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の掛川市子ども医療費助成要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

この告示は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市子ども医療費助成要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 改正後の掛川市子ども医療費助成要綱第5条の規定による申請は、施行日前においても行うことができる。

附 則

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の掛川市子ども医療費助成要綱の規定及び様式により提出された申請書は、改正後の掛川市子ども医療費助成要綱の相当する規定及び様式により提出された申請書とみなす。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の掛川市子ども医療費助成要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の掛川市子ども医療費助成要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

- 1 この告示は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市子ども医療費助成要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

様式第2号（第6条関係）

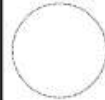
（用紙縦54ミリメートル、横86ミリメートル）

掛川市子ども医療費受給者証
受給者番号
氏名
生年月日
保護者住所
保護者氏名
有効期間
交付年月日
自己負担金 保険診療分、入院時食事療養費の標準負担額
については無料
公費負担者番号 交付者名 静岡県掛川市長 

様式第3号（第8条関係）

子ども医療費助成申請書（令和 年 月診療分） 令和 年 月 日 （あて先）掛川市長			
		住 所 申請者 氏 名 電 話	④
子 ど も	ふりがな		生年月日 年 月 日
	氏 名		性 別 男・女
	住 所	掛川市	
振 込 先	金 融 機 関 名	口 座 番 号	口座名義人（保護者）
	銀 行 信用金庫 支店 農 協	普 No. 当	（申請者と同じ）

捨て印



（注）太線内のみ記入してください。

□この医療費は、学校等でのケガで医療機関等に受診したものではありません。

（日本スポーツ振興センターからの給付は受けていません。）

加 入 保 険	保険者の名称		養育、育成等の公費負担制度を受けた場合は、その制度名 未熟児養育医療 育成医療 療育医療				
	保険証記号番号						
	附 加 給 付	無・有 付加給付額 円 （円未満切捨て）					
種別	期 間	保 険 診 療 自己負担額 A	食 事 療 養 費 標準負担額 B	高 額 療 養 費 C	付 加 給 付 D	自 己 負 担 金 E	助 成 額 A+B-(C+D+E)
入院	日	円	円	円	円	円	① 円
通院	回	円	/	円	円	円	② 円

制 度	種 別	期 間	算 定 方 法	助 成 額
養 育 療 育	入院	日		③
	通院	回		円

合計助成額①+②+③	円
------------	---

受付印

様式第4号（第9条関係）

受給者番号
(市が記入)

子ども医療費受給者証記載事項等変更届出書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

住 所 _____

届出者 氏 名 _____

(子ども) 氏 名 _____

生年月日 ^{平成}_{令和} _____ 年 月 日

電話 (_____) 続柄 (_____)

次のとおり、変更がありましたので、届け出ます。

変 更 事 項	変更年月日	変 更 前	変 更 後
子 ども	住 所 (アパート名)	R . . . 掛川市	掛川市
	氏 名	R . . .	
受 給 者	住 所 (アパート名)	R . . . 掛川市	掛川市
	氏 名	R . . .	
加入医療 保険	被保険者証 記号・番号	R . . .	
	保 険 者 名	R . . .	
そ の 他 の 事 項	R . . .		

(注) 変更のあった事項に関する項目欄に記載してください。

様式第5号（第10条関係）

子ども医療費受給者証再交付申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住 所
申請者 氏 名
電 話

次の理由により、子ども医療費受給者証の再発行を申請します。

子 ども	氏 名		続柄	
	生年月日	年 月 日	性別	男・女
申請の理由	<input type="checkbox"/> 紛失			
	<input type="checkbox"/> 汚損			
	<input type="checkbox"/> 破損			
	<input type="checkbox"/> その他（ ）			

（注）

- 1 該当する項目にレ印を記載してください。
- 2 その他に該当する場合は、その理由を具体的に記載してください。